

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	省令平成二十六年一月九日	条件等を次のとおり告示する。
発行価格	発行単位	振替額面金額	最低額面金額	払込金額	発行方法	振替法の適用	の法律及び条項の根拠	名称及び記述	財務省告示第四十八号	平成二十六年二月十二日	財務大臣麻生太郎
十額平す額の振 四面成るの記替 錢金二。整載法 額十六年一月九 につき九十九円九 十九	額の記定に 数又は規 の記録に 金額によ に、ある振 によ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五十萬円 十五面 三萬金 億円 九千百 六十一 一千五 五百三	百十 十五 金よ 額る で發 百 十三 億九 千七 千五 百四	額い 面に集 機取 機額 で機 行機 による 募集 の取 扱	募機 替機 用機 機關 行機 機關 日本銀 行とす 募集の 取扱	振機 替機 適用 機關 を受 けるも のとし る。そ のとし う。の 規定	の法律 へ平成 十三年 法律第 七十五 号。	社債 、株式 等の振 替に關 する法 律（平成 九年特別 法第二十 三条）第 二十二回 （昭和五 十七年大 藏省令第 三十号） 第六條第 十一年 項の規 定に基 づき、 利付國 債券（十 年）（第 三百三 十一年 十二月 十二日） に發行 した利 付國債 の發行	利付國 庫債券 （十年） （第三百 三十一年 十二月 十二日）	財務大 臣麻生 太郎	

の経利
払過
込利
み子率

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成を所はしは又いだ十かのれ中れに
す次そ銀額し二控得外た、はてし・ら算式に
る号の行を、十除税國金額に當該金額に
期及翌休支次六すの稅法國額に當該法人に
日び當業払の年稅率に當該法人に當該國債を
に第業日う算六月とを乗じたが、當該債券を發行
つ十日にに二が乗じたが、當該債券を發行
い五にに二が乗じたが、當該債券を發行
て号支當だよでじたが、當該債券を發行
同に払たしり日きたを居より場時額に
じおうる、算をる金受住に、の金記録座取利
いへと支出支額け者算合住に、の金記録座取利
て以き払し払る又出に者おた二額(+)さ簿さ子
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{20}{365}$$

(+) 年
○ るす出額
。るしに各
期に加募集取
日え、次扱機
に金額を第
払い第十八算式は
い込む号に、
算式は
も号に、
のによ払
と規り込
す定算金

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日	支	額	限		子	以

毎年六月二十日及び十二月二日を支払期とし、各支払期にお
る利子を支払う。○
平成三十五年十二月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

平成二十六年一月九日